

令和 3 年度事業報告

児童養護施設 藤崎台童園

児童養護施設・藤崎台童園では、児童憲章（注 1）、児童福祉法（注 2）、子どもの権利条約（注 3）などに基づき、子どもが健やかに育つ権利を保障し、あらゆる種類の虐待等から子どもを守り、子どもの最善の利益を図ることを基本に児童の養護とその自立のための援助を行っています。

そして、今、児童養護施設は、日常の養護を通じて、子どもの心身の健康を促進し、子どもの育ちとその自立を支えるという役割にとどまらず、家庭や地域の養育機能の低下や児童虐待の増加といったことを背景に、望ましい養育モデルを提示し、“親がいながら子どもが育たない”といった養育における親子の関係性の回復や地域における子育て支援のための取り組みも求められてきています。

こうしたことから、本園では、保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて援助を行うといった従来からの取り組みに加えて、①子どもの権利擁護への取り組み、②個別化と家庭的養護を推進するための取り組み、③発達の保障と自立支援の取り組み、④虐待や分離体験等による悪影響からの癒しや回復を目指した取り組み、⑤家族との連携・協働の取り組み、⑥地域における子育てを支援する取り組み、⑦継続的支援に向けた取り組みなど、従来の“収容保護”を中心とした施設から、子供の最善の利益の実現に向けて、被虐待児等のスペシャル・ニーズへの対応や地域の子育て家庭への支援など、“児童家庭支援”のための施設としての役割も果たすべく、各種の事業を行ってきたところです。

以下、養護児童の状況と令和 3 年度の事業実施状況は次のようになっています。

◎ 月別の措置児童の状況（令和 3 年度） 定員 50 名

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	延数
措置児童数	43	43	42	42	42	41	42	43	43	43	43	45	512
入所数	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	4
退所数	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	8

◎ 令和4年4月1日現在の養護児童の状況 定員 48名

	幼	小学生						中学生			高校生			他	計
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3		
男	2	1	0	0	2	0	1	3	2	2	3	1	1	0	18
女	6	0	2	1	1	2	0	0	1	0	2	3	3	0	21
計	8	1	2	1	3	2	1	3	3	2	5	4	4	0	39
		10						8			13			0	

◎ 卒園生の進路

卒園生	性別	卒業高校	進路	所在地
A	男	鏡わかあゆ高等支援学校	太平ビルサービス(株)	熊本市
B	男	開新高校	重光産業(株)	熊本県 菊陽町
C	男	熊本星翔高校	東海大学文理融合学 科経営学部	熊本市

◎ 事業の実施状況

① 子どもの権利擁護への取り組み

子どもの権利条約に謳う子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を保障することを基本として児童の養護に当たっている。具体的な取り組みとしては、事務棟玄関に投書箱を設置しているほか、熊本県司法書士会の協力による高校生のための法律教室にも参加している。

子どもたちからの投書は、児童間のいじめやトラブル、物品購入に関する要望、園内ルールの見直しに関する事など年間 42 件にのぼっており、すべてを苦情処理委員会に報告し第三者委員の意見を求めたほか、その内容に応じ、月 1 回のホーム長会・全体会での説明及び指導、児童への個別指導などを行った。

② 個別化と家庭的養護を推進するための取り組み

(1) 個別対応職員による個別指導の実施

個々の児童の状況に応じた処遇を確保する観点から、個別対応

職員が、担当保育士と連携を図りながら、児童への個別面接等を実施した。また、生活場面での1対1の対応や積極的な声かけを行って子どもの思いを聴き取ることに努めるとともに、保護者との外出や外泊後は家庭での状況を聴き取るなど、個々の児童の状況に応じた個別支援に努めた。

その結果、生活面での落ち着きや児童の情緒的安定が図られるなど一定の効果が認められた。

(2) 小規模化の推進

家庭的養育を推進するため、全てのホームの小規模化、ユニット化が既に実現している。その結果、子どもたちのストレスが少なくなり、生活面での落ち着きが見られたほか、子ども一人ひとりに目が届き、子どもたちの個々の状況に合わせた対応がとりやすくなるなどの効果がみられた。また、小規模化により、職員と子どもたちの距離が近くなったことで、自分の意見を表明しやすい、職員に相談しやすいなどの効果が見られた。

(3) 地域分散化の推進

地域小規模児童養護施設「さざんか」及び「つばき」では、地域において、近隣住民と適切な関係を保ちながら生活することにより、家庭的でよりきめ細かなケアが行えると同時に、子どもたちが地域で見守られながら生活することで、施設における集団ケアでは十分に果たしえないケアを実現することができた。また、3か所目の地域小規模児童養護施設の開設に向けて、住宅会社が建設し、それを20年の長期賃貸借により童園が借りる形で協議がまとまっている。

③ 発達の保障と自立支援の取り組み

(1) 特別指導員による特別指導の実施

特別指導員を配置し、バレーボール、バドミントン、野球、フットサルなどのスポーツ活動や野外活動を行った。

こうしたスポーツや野外活動の指導を通じて、体力や運動能力の向上が図られるとともに、スポーツの楽しさや達成感を味あわせることができ、児童の主体性、創造性、協調性が高まるなどの効果が認められた。

(2) 入所児童への学習指導及び食育指導の実施

学習の習慣づけのための学習指導を実施するとともに、中学生については、学習塾に通わせて学習能力の向上を図った。

その結果、小学生は帰園後すぐに学習をするという習慣づけがで

き、中学生も学習塾の通塾や個別指導を行うことで少しずつではあるが学習能力が高まってきている。

また、月2回、子どもたちで食事を作る機会を設け、卒園しても自分で自炊できるよう自活能力の向上に努めた。

- ④ 虐待や分離体験等による悪影響からの癒しや回復を目指した取り組み
施設心理士により、19名（前年度比-1名）の児童に対し、遊戯療法（注4）やカウンセリング（注5）等による心理面接を延べ220日（前年度比+23日）、358回（前年度比+51回）実施した。

こうした心理面接の結果、パニックやトラブルの減少、生活の落ち着きのほか、子どもの抱える悩みや課題の改善にも効果がみられた。

（心理士が関わった数）

[単位：回]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
心理面接	28	34	40	35	32	26	26	29	32	25	23	28	358
発達検査	2	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	6
学校との協議	1	1	2	1	0	0	1	1	1	1	1	0	10
児童相談所との協議	2	1	0	1	4	0	3	1	2	1	0	1	16
精神科との協議	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

（心理療法を実施した子どもの年齢・主訴別実人数）

[単位：人]

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	養護	その他	計
0～3歳未満	0	0	0	0	0	0	0
3～学齢前	0	0	0	0	0	0	0
小学生	1	3	0	0	1	0	5
中学生	4	2	0	0	1	1	8
高校生等	2	1	0	0	1	2	6
計	7	6	0	0	3	3	19

⑤ 家族との連携・協働の取り組み

家庭養育優先の原則に基づき、子どもの早期家庭復帰と虐待の再発防止に向けて、家庭支援専門相談員を配置し、児童相談所とも連携しながら、6名の児童の保護者に対して家庭復帰支援のための働きかけを行った。

こうした家庭支援専門相談員による家庭の養育機能の回復支援、親子関係の歪みの修復など家庭環境の調整、親子関係の再構築支援を行った結果、2名が家庭引き取りとなったほか、家庭復帰に至らなかったケースでも、親子関係の修復に一定の効果が認められた。

⑥ 地域における子育てを支援する取り組み

地域の子育て家庭の支援のため、熊本市並びに合志市と子育て短期支援事業の受託契約を締結し、ショートステイ（注6）とトワイライトステイ（注7）を積極的に受け入れた。

その実績は、ショートステイが延べ31人、102日、トワイライトステイが延べ3人、3日、合計で利用者数延べ34人、利用日数延べ105日となっている。

（令和3年度実績）

通所事業名	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
ショートステイ	月別利用人員	4	1	1	5	1	0	2	3	4	3	4	3	31
	利用日数	8	8	9	22	2	0	6	8	9	16	8	6	102
トワイライトステイ	月別利用人員	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	利用日数	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	月別利用人員	4	3	1	6	1	0	2	3	4	3	4	3	34
	利用日数	8	10	9	23	2	0	6	8	9	16	8	6	105

⑦ 継続的支援に向けた取り組み

職業指導員を中心に、卒園後も定期的な連絡を取り、相談にのっているほか、自立に失敗した児童、自立に困難が伴う児童についても、経済的支援や再就職支援を行うなどのアフターケアを行うとともに、

児童相談所、学校、地域関係者などとも連携しながら、その自立を支援している。

また、退所後の自立支援として設立された「平野松枝・柳原信子自立支援基金」により、経済的援助が見込まれない1名の児童に対して、就学及び進学に係る費用として407,910円を支援している。

(職業指導員の令和3年度活動実績)

[単位：回]

内 容	回 数
在園児相談・助言・情報提供	56
実習・講習等職業指導	16
入所児童の就職支援	2
退園児アフターフォロー	191

⑧ その他の取り組み

(1) 里親支援の取組み

里親支援専門相談員を配置し、児相相談所やフォスタリング機関、里親会等と連携しながら、里親の啓発活動や担当区の里親家庭の支援、里親委託の推進および退所児童へのアフターケア等の取り組みを行った。

また、里親と職員を交えたサロンである『菜の花カフェ』も行っている。

(里親支援専門相談員の令和3年度活動実績)

[単位：回]

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
里親新規開拓	9	7	14	0	5	1	9	3	2	3	0	3	56
週末里親等の調整	0	0	0	0	3	0	0	0	2	1	0	0	6
里親への研修	0	1	0	0	1	0	2	2	3	3	2	3	17
里親委託の推進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
訪問及び電話相談	23	6	4	9	14	15	11	10	12	11	7	12	134
レスパイト調整	3	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	6
里親サロンの運営	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	1	0	5
里親会への参加・活動支援	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
アフターケア相談	1	2	3	0	2	3	2	3	2	4	3	1	26

(2) 公益的な取り組み

法人独自の公益的な取り組みとして、一新校区社会福祉協議会の月1回の「ふれあい弁当」（地域の一人暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯への配食サービス）の調理及び配食拠点への配達を担っているほか、週1回、職員による一新小学校児童の下校時の見守り活動も行っている。なお、毎年6月に開催している「サマーフェスティバル in 童園」は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

さらに、子どもたちと職員で構成する童園ボランティアグループ“風見鶏”は一新まちづくりの会とともに天然記念物「藤崎台のオオクス群」周辺の清掃活動を行うなど、地域を対象とした様々な活動を行っている。

(3) 関係機関・団体との連携

学校・幼稚園とは日常的に密接な連携を図りながら児童の処遇に努めており、一新小・西山中の家庭訪問時には先生方への施設概要の説明と話し合いなども行われている。

また、法人の理事会には多数の地域関係者が役員として参加し、逆に理事長・施設職員も積極的に地域団体の役員を務めるなど、地域との関係づくりを重視した取り組みを行い、まちづくり活動や福祉祭り、ふれあいの集いなど地域で行われる様々な行事への参加と協力など地域との交流を積極的に行っているほか、職員の消防団活動への参加などを通じて、地域との連携、開かれた施設づくりを行っている。

(4) 実習生やボランティアの積極的受け入れ

次代を担う福祉人材の育成、開かれた施設運営という観点から、福祉系大学、専門学校等から実習生を積極的に受け入れている。

また、ボランティアの受け入れについては、ボランティア団体「三〇会」による海水浴等の行事ボランティア、その他文化活動ボランティアなど、多種多様なボランティア活動が行われている。

その他、各種活動でのホールの貸し出しや会議室の提供、器具・備品の貸し出しなども行っている。

◎施設設備の整備・修繕、備品購入等の状況（1件10万円以上）

・厨房棟床補修工事（株式会社岩永組）	216,700 円
・ホール棟浴室増設工事（宮本建設株式会社）	1,430,000 円
・女子棟2階コロナ対策改修工事（株式会社岩永組）	8,910,000 円
・公用車ホンダNワゴン（株式会社ホンダ四輪販売南九州）	1,500,000 円
・厨房用冷蔵庫（藤ガス設備）	523,710 円
・厨房用冷凍冷蔵庫（藤ガス設備）	753,335 円
・事務所サーバーラック（株式会社エスエス齊藤）	117,964 円
・男子棟1階サーバー電源増設工事（株式会社SYSKEN）	214,500 円
・自動体外式除細動器（AED）（株式会社キューネット）	196,020 円
・職員用ノート型パソコン6台（株式会社SYSKEN）	951,500 円
・新会計システム2式（株式会社熊本計算センター）	728,200 円

(注1) 児童憲章の前文には「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる。」と謳われている。

(注2) 児童福祉法第1条には、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と謳われている。

(注3) 日本が1994年に批准した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために設けられた条約で、子どもの生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を4つの大きな柱としている。

(注4) 遊びを通して子どもの心理治療を行うこと。プレイセラピーともいう。

(注5) 様々な問題や課題を抱え、その解決を求めようとする個人に対して心理的援助を行う行為をカウンセリングといい、心理的援助は、その問題に応じて治療的、予防的、進展的援助に大別される。

(注6) 児童を養育している家庭の保護者が社会的な事由や仕事上の事由などで、児童の養育が一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子の保護が必要な場合などに、施設において一定期間（原則1週間以内）預かり、養育・保護するものをいう。

(注7) 児童を養育している家庭の保護者が仕事などの事由によって、平日の夜間又は休日に不在のため、一時的に家庭での養育が困難となった場合やその他の緊急の場合にその児童を施設に（日帰り）通所させ、生活指導や食事の提供などを行うものをいう。